

広島市消防団員証要領

消防局消防団室
平成21年 4月 1日 制定
令和 3年 4月 1日 一部改正

広島市消防団員証要領を定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、「広島市消防団員の服制に関する規則」(昭和30年広島市規則第59号)に定める消防団員証(以下「団員証」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 消防団長は、消防団員(以下「団員」という。)に対し、その身分を明らかにするため、団員証を交付する。

(携帯)

第3条 団員は、職務に従事するときは、常に団員証を携帯するものとする。

(再交付)

第4条 団員は、団員証を紛失、き損又は記載事項に変更があったときは、別記様式により直ちに消防団長に届出をし、団員証の再交付を受けなければならない。

2 消防団長は、再交付を行った場合は、消防局長にその旨を報告するものとする。

(禁止行為)

第5条 団員は、団員証の取扱いに関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 記載事項を改ざんすること。

(返納)

第6条 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく団員証を消防団長に返納するものとする。

- (1) 退職したとき。
- (2) 再交付を受けたとき。
- (3) 紛失した団員証が発見されたとき。

2 消防団長は、前項により返納された団員証を裁断により廃棄処分するものと

する。

(委任)

第7条 この要領に定めるものの他、団員証について必要な事項は、消防団長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 広島市消防団員証票要領（平成19年2月27日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式)

消防団	
分団長	団長

消防署		
係	課長補佐	副署長

局送付

消防団員証再交付願

広島市 消防団長 様

次の理由により、消防団員証の再交付をお願いします。

願出年月日	年 月 日
願出者	消防団 分団
	団員番号.....氏名..... (連絡先:.....)
事由発生年月日	年 月 日
再交付の理由	1. 紛失 (紛失場所:.....付近・不明) 2. き損 (内容:.....) 3. 記載事項等 (氏名・写真・その他) の変更 (新.....旧.....) 4. その他 (.....)
提出物 (確認欄)	1. 証明写真 (30mm×24mm) × 1 枚 (有・無) 2. 消防団員証 (2、3の理由による再交付の場合) (有・無)

【事務担当者記入欄】

受付年月日	年 月 日	担当者:
前団員証の処分	1. 提出あり 処分年月日: 年 月 日 担当者:	
	2. (紛失のため) 提出なし ※ 紛失後、年 月 日に発見され、年 月 日に提出 があったため、年 月 日に処分した。(担当:)	
再交付年月日	年 月 日	担当者:

【再交付時受領者記入欄】

受領年月日.....年 月 日 受領者.....

※ 再交付手続終了後、消防局消防団室あて、本書の写しを送付すること。